



NO. 369

2024. 3. 15

社会福祉法人 大阪市手をつなぐ育成会
大阪市天王寺区東高津町12-10
大阪市立社会福祉センターB1F
発行責任者 長谷川 美智代
TEL 06(6765)5621 FAX 06(6765)5623
https://city-osaka-ikuseikai.or.jp
定価 10円

大阪市手をつなぐ育成会 法人理念
障がいのある人が 安心して 心豊かに すごせるように

大阪市への要望書に対する回答がありました

障がい者週間に合わせ、令和5年12月4日に、(一財)大阪市身体障害者団体協議会、(一社)大阪市視覚障害者福祉協会、大阪市聴言障害者協会、(特非)大阪市難聴者・中途失聴者協会、(公財)阪喉会、(社福)大阪市手をつなぐ育成会の連名により、大阪市へ「要望書」を提出しており、詳細については、令和5年12月号のふれあいでご報告しています。

この度、3月8日に要望書に対する回答がありましたので、要望事項と大阪市からの回答を掲載します。

なお、個々の項目に対する回答は、各回答に記載の担当部署が作成をしています。

今後も障がいのある人たちが、地域で安心して暮らすことができるように要望をしていきたいと考えています。

◆要望事項と大阪市からの回答◆

令和6年4月に改正障害者差別解消法が施行され、事業者による合理的配慮の提供が法律上義務化されることから、周知・啓発の取組は重要であると考えています。

現在、障害者差別解消法の改正について周知するための啓発リーフレットを作成し、事業者や各関係機関に配付して、周知・啓発に努めているところです。

また、市内の障がいを理由とする差別に関する相談窓口に対しても、あらためて周知を図る予定です。

一方、本市職員についても、ひとりひとりの理解が重要であるため、昨年度から全職員を対象にeラーニング研修を実施するとともに、本市職員として取り組むべき事項について策定している職員対応要領の改正手続きを行ったうえで、あらためて周知を図っていくこととしています。

引き続き、より一層理解が深まるよう、効果的な周知・啓発に努めてまいります。

1	項目	すべての事業者に合理的配慮の提供の義務を課した「障害者差別解消法の改正法」が来年4月1日から施行されるにあたり、その円滑な施行実施を図るため、大阪市としても各事業者並びに各業界団体への事前周知に努められるとともに、同改正法施行後の市内での相談・紛争解決の体制を今一度点検、確認されるよう要望する。 また、大阪市役所並びに区役所および各関係部署への周知についても、同改正法の趣旨も含めて、再度徹底するよう要望する。
	回答	【担当】 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8078

2	項目	「大阪市障がい者支援計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を着実に実施していくとともに、現在策定中の「大阪市障がい者支援計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」においては、「国連障害者権利委員会」から昨年出された総括所見・改善勧告や、それへの国等の動向も踏まえながら、市内の障がい者・障がい児が住み慣れた地域で安心して暮らしていける施策構築をおこないつつ、その支援の水準の確保、向上を図るよう要望する。
---	----	--